

○習志野市市有財産調査委員会条例施行規則

昭和36年4月18日

規則第3号

改正 昭和46年1月22日

(目的)

第1条 この規則は習志野市市有財産調査委員会条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 習志野市市有財産調査委員会（以下「調査委員会」という。）は市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 市有財産の所在について
- (2) 市有財産（特に土地）の境界について
- (3) 市有財産の処分について
- (4) その他市有財産について必要な事項

(専門部会)

第3条 調査委員会の委員長は、前条の調査審議に際し特に必要と認めたときは専門部会（以下「部会」という。）を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会の委員は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員をもつて充てる。
- 4 部会長は、調査審議した事項を委員会に報告しなければならない。

(答申)

第4条 調査委員会の委員長は調査審議した結果を（部会が分掌して調査審議したものを含む。）市長に答申しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和36年4月18日から施行する。

附 則（昭和46年1月22日）

この規則は、公布の日から施行する。